

入院時の食事について

当院は厚生労働大臣が定める基準による
食事療養を行っている保険医療機関です。

1 入院時食事療養費（I）

当院は管理栄養士により、患者さんの疾病・病状・年齢等に適切な栄養量及び内容の食事療養を行っております。適時（夕食については午後6時以降）・適温で提供致します。※配膳の都合上病室ごとに時間の変動は生じます。ご了承ください。

2 特別食（治療食、無菌食等）

治療・病状等により、別に厚生労働大臣が定める特別食を提供しております。